



虎の子の財産と 年金をめぐる税金

税金を知って資産を賢く運用

はじめに

前回は会社員や公務員が知っておくべき税金について紹介しましたが、今回は家計にとつての虎の子の財産と年金をめぐる税金を話題にします。前半で虎の子の財産である金融資産の運用と税金、そしてお得なNISAについて説明し、後半では年金をめぐる税金と人気上昇中の個人型確定拠出年金について解説します。

それでは、金融資産の運用と税金の話から始めましょう。

銀行に預金する

言うまでもありませんが、資産運用の中で一番身近で簡便な方法は銀行に預金をする事です。自宅によほど取手な金庫があれば別ですが、タンス預金に比べて盗難や災害

といったリスクとは無縁で安全です。

しかし、日銀のマイナス金利政策で金利はほぼゼロですから、その意味ではタンス預金とあまり変わらないとも言えますが、僅かでも利息が口座に入ってきます。

たとえば、たとえ僅かであっても利息には利子所得として税金がかかります。税率20・315%（所得税・復興特別所得税・住民税の合計。以下同じ）を掛けて計算した金額が天引き（源泉徴収）されて、預金口座に入金されますので確定申告は不要です。これを「源泉分離課税」と言います。

保険に加入する

貯蓄性の高い保険に加入することも比較的安全な運用と言えます。

死亡保障も兼ねて積立ができる「低解約返戻金型終身保険」という保険があります。この保険は払込期間が終了すると解約



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

受取人の税金	受取人	被保険者 (死亡者)	契約者(保険 料負担者)
相続税	子・親	本人	本人
贈与税	配偶者	子	
所得税	本人	配偶者・子	

返戻金が払込保険料を上回って戻ってきますのでお得です。この解約返戻金は一時所得となりますが、一時所得には50万円の特例控除枠があるため、解約返戻金と払込保険料との差額が50万円以下であれば税金はかかりません。ただし、途中で解約すると解約返戻金は払込保険料を下回る金額しか戻ってきませんから損をしてしまいます。

一方、解約返戻金ではなく死亡保険金として受け取る場合は、契約者・被保険者・受取人の組み合わせに応じて税金の種類が異なることに注意しなければなりません。

株主になって
配当金を受け取る

上場株式に投資をして株主になると、会社の業績によって配当金が支払われる場合があります。株主が会社から受け取る配当金については「配当所得」として税金がかかります。この上場株式の配当金については、次の3つの課税方法がありますので、自分に一番有利な方法を選択することになります。

課税方法	確定申告	税率	配当控除	損益通算
	①源泉徴収	×	20・315%	×
②総合課税	○	累進課税	○	×
③申告分離課税	○	20・315%	×	○

①が原則的な方法で、配当金を受け取る際に20・315%の税金が天引きされて納税が完了しますので、確定申告をする必要はありません。

次に②は、確定申告をして配当控除を受ける方法です。そもそも配当金は、株主に還元される以前にすでに法人税を課税されています。そのため還元後にさらに課税されると法人税と所得税の二重課税となります。

それを調整する仕組みが「配当控除」です。この配当控除を使えば、原則として配当金の10%の税額控除を受けることができるので、①の方法よりも税金を少なくできる場合

があります。

しかし、配当控除を使うには給料などの他の所得と配当金を合算して確定申告（総合課税）をしなければなりませんから、所得が多い場合には、かえって不利になることがあります。詳細な計算は割愛しますが、収入から各種控除を差引いた課税所得が69.5万円以下であれば「総合課税」を選択する方が有利になります。



一方、③は受け取った配当金と上場株式を売却して出た損を相殺（損益通算）する方法で、配当金と給料などの他の所得を区分して確定申告（申告分離課税）をしなければなりません。配当金から売却損を差し引いた金額に配当金を受け取る際に天引きされた源泉所得税の還付金を合わせた金額が戻ってきますので、売却損が出た場合はこの方法が有利です。

株式の売買を行う

元本割れのリスクはありませんが、資産を増やす方法のひとつとして、株式の売買による運用があります。

■上場株式の売買で得をした場合

上場株式が値上がりして売却益が生じた場合、原則として「申告分離課税」の確定申告をしなければなりません。税率は配当金と同じ20・315%です。

ただし、この売却益に対しては次の3つの特例制度があります。

①	【特定口座制度】 20・315%の源泉徴収を受けることで確定申告を省略できます。
②	【売却損との相殺】 売却益を、他の上場株式の売却損と相殺できます。
③	【NISA（ニーサ）制度】 一定額の配当金や売却益が、非課税とされます。

■上場株式の売買で損をした場合

上場株式が値下がりして売却損が出た場合には、もちろん税金はかかりません。さらに、その売却損に対する救済策として、次のような特例制度が用意されています。

①	【売却損の3年間の繰越控除】 売却損を他の上場株式の売却益で相殺しきれない場合、翌年から3年以内の上場株式の売却益と相殺することができます。（確定申告を毎年続けることができます）
②	【売却損と配当金の損益通算】 上場株式の売却損が出たときや過去3年以内に上場株式の売却損で相殺できずに残っている損失がある場合は、その損失の金額を上場株式の配当金（申告分離課税を選択したもの）から控除することができます。

NISAを活用する

NISAとは「少額投資非課税制度」と呼ばれるもので、上場株式などの売却益や

配当金の一定額を非課税にする制度です。

NISA制度の概要は次表のとおりです。

対象者	20歳以上で国内在住者
非課税対象	上場株式等の配当・売却益
非課税投資額	新規投資額で毎年120万円
投資可能期間	10年間（平成26年～35年）
非課税期間	投資した年から最長5年間

毎年120万円の非課税枠が増えていき最大で600万円（120万円×5年間）になります。

ただし、利用しなかった非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。

■NISAのメリット

例えば、ある上場株式を100万円で購入し、株価が200万円の値上がりしたところで売却した場合、売却益は100万円となります。通常であれば、この売却益に20・315%の税金がかかりますから、約20万円の負担が生じます。

ところが、NISA口座で取引をした場合はこの税金は全額非課税となつて税金を納める必要がありません。

■NISAのデメリット

NISA口座で株式の売却損が出た場合、NISA口座以外の特定口座などの配当金や売却益とは損益通算ができません。したがって、大幅な売却損が出た場合に予想外の損失を被ってしまう可能性があります。

■積立NISAの創設

個人投資を後押ししようと、平成29年度の税制改正で、新たに「積立NISA」が創設されました。平成30年1月より制度が始まります。

対象者はNISAと同じ20歳以上で、その他の制度の概要は表のとおりです。なお、現行のNISAとは選択適用となり、どちらかを選ばなければなりません。

投資対象	投資信託（一定の条件あり）
非課税投資額	新規投資額で毎年40万円
非課税期間	投資した年から最長20年間

単純に非課税枠のみを考えると積立NISAが800万円（40万円×20年間）で、現行のNISAの600万円より有利です。

しかし、積立NISAは株式への投資ができないことから、株式で運用したい人や年間投資額が多い人は現行のNISAを選択する方が良いでしょう。つまり、株式投資なら現行のNISA、より長期間でコツコツ投資を行つていくのであれば積立NISAを選ぶのが得策と言えます。

このように、資産を低リスクで運用して利益を得ることは簡単ではありませんが、得た利益に対する税金についても十分に理解した上で賢い運用に努めてください。

では、次に年金をめぐる税金についてお話しします。

年金にかかる税金と個人型確定拠出年金

■公的年金を受け取った場合

厚生年金や共済年金といった公的年金は老後の大切な収入源ですが、この公的年金についても「雑所得」として税金がかかります。

もつとも、公的年金には「公的年金等控除」という優遇制度があり、65歳以上で年金収入のみであれば年間120万円以下なら税金はかかりません。また、120万円を超えても一定の控除額があるため負担はそれほど大きくありません。

公的年金を受け取ると、原則として確定申告が必要ですが、公的年金の収入が年間400万円以下で他の所得が20万円以下であれば確定申告は不要です（住民税の申告は必要な場合があります）。

なお、障害年金や遺族年金は非課税です。

■公的年金の他に給料収入がある場合

近年、定年後も働くことが珍しくなくなってきましたが、再雇用などで公的年金をもらいながら会社勤めをして給料などの収入がある場合は、両者の収入を合算して確定申告をしなければなりません。

また、給料収入があると、年齢や収入に応じて年金受給額が減額される場合もあることに注意してください。

■個人年金（私的年金）を受け取った場合

定年後の収入源のひとつとして個人年金

保険があります。公的年金の受給額が減少していく中で、不足分を補うものとして利用されています。

しかし、受け取った個人年金については「公的年金等以外の雑所得」となって公的年金等控除は使えません。一年間に支払いを受けた年金からそれに対応する保険料を差引いた残額に税金がかかることから、他の所得と合算して確定申告をする必要があります。

■個人型確定拠出年金を利用する

「個人型確定拠出年金(通称:iDeCo)」は以前から制度としてはあったものの、加入者が伸び悩んでいました。しかし、今年に入って加入対象が公務員や専業主婦まで拡大したことで人気が上昇中です。

iDeCoとは、簡単に言いますと個人で資金(掛金)を積立・運用し、運用した資金を将来年金または一時金、あるいはその併用で受け取ることができる制度です。銀行などで加入手続きができます。運用の商品も元本割れをしない定期預金から投資信託まで選ぶことができ、自分の投資方針に合わせて運用することができます。このiDeCoのメリットは次のとおりです。

③	②	①
年金で受け取ると「公的年金」、一時金で受け取ると「退職金」と同じ取り扱いとなる	運用益(配当金・売却益)が全額非課税	掛金の全額が所得控除できる

このように税制面のメリットが大きいiDeCoですが、一方で次のようなデメリットもあります。

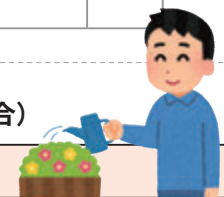
③	②	①
原則、途中解約不可で60歳になるまで年金などの受け取りができない	運用の結果次第では元本割れして、年金の受け取り額が減る可能性がある	運用・管理の手数料がかかる

こうしたデメリットもありますが、掛金の全額が課税所得から控除されるなどNISAよりも節税効果が大きく、将来のための資産を途中で中断することなく蓄えていきますので、老後の備えとして活用したい制度と言えます。

■iDeCoの節税効果

それではiDeCoに加入した場合、どれくらいの節税効果があるのでしょうか。毎月の掛金が1万2000円の場合の所得税と住民税の節税額を給与収入別と加入期間別に示すと、下表のとおりとなります。この節税メリットは拠出時の掛金が全額所得控除の対象になることにより生まれますが、一方、iDeCoの運用益も非課税とされるメリットがあります。

さらに、給付時には、年金として受け取る場合は公的年金と同じく雑所得となつて「公的年金等控除」が受けられますし、一時金として受け取る場合でも退職所得となつて「退職所得控除」が受けられるなど、



■iDeCoの節税効果(掛金月額12,000円の場合)

給与収入*	加入期間				
	10年間	15年間	20年間	25年間	30年間
400万円	216,000円	324,000円	432,000円	540,000円	648,000円
600万円	288,000円	432,000円	576,000円	720,000円	864,000円
800万円	432,000円	648,000円	864,000円	1,080,000円	1,296,000円

*給与収入から給与所得控除と基礎控除、社会保険料控除(給与収入×15%)を差し引いて税額を計算。
 ※公務員で掛金の限度が12,000円の場合を想定しています。なお、復興特別所得税は考慮していません。

拠出・運用・給付の各段階で有利になるよう設計されています。

まとめ

今回の内容はいかがでしたでしょうか。家計の虎の子の財産を活用する一助となれば幸いです。

最終回となる今回は、誰もが無関心ではられない相続と贈与をめぐる税金についてお話ししますので、ご期待ください。